

< 参考 3 > 地質調査柱状図 (その 7 の 1 : 地質柱状図)

新潟市江崎町中野段地区地質調査地質柱状図

調査地点 既存データ-NO-1 番 高橋田-119番
 孔内水位 GL=0.15m

既存データ-NO-1

深 尺 m	層 厚 m	柱 状 図	色 調	地 質 名	備 考	相 対 密 度	相 対 稠 度	標準貫入試験				試料
								深 度 m	貫 入 値 N	30cm 貫入 値 N	貫 入 値 N	
1	0.15			粘土	0-1 粘り強い粘土 0.15 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
2	0.15			粘土	0.15 粘り強い粘土 0.30 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
3	0.15			粘土	0.30 粘り強い粘土 0.45 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
4	0.15			粘土	0.45 粘り強い粘土 0.60 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
5	0.15			粘土	0.60 粘り強い粘土 0.75 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
6	0.15			粘土	0.75 粘り強い粘土 0.90 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
7	0.15			粘土	0.90 粘り強い粘土 1.05 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
8	0.15			粘土	1.05 粘り強い粘土 1.20 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
9	0.15			粘土	1.20 粘り強い粘土 1.35 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
10	0.15			粘土	1.35 粘り強い粘土 1.50 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
11	0.15			粘土	1.50 粘り強い粘土 1.65 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
12	0.15			粘土	1.65 粘り強い粘土 1.80 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
13	0.15			粘土	1.80 粘り強い粘土 1.95 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
14	0.15			粘土	1.95 粘り強い粘土 2.10 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
15	0.15			粘土	2.10 粘り強い粘土 2.25 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
16	0.15			粘土	2.25 粘り強い粘土 2.40 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
17	0.15			粘土	2.40 粘り強い粘土 2.55 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
18	0.15			粘土	2.55 粘り強い粘土 2.70 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
19	0.15			粘土	2.70 粘り強い粘土 2.85 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
20	0.15			粘土	2.85 粘り強い粘土 3.00 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
21	0.15			粘土	3.00 粘り強い粘土 3.15 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
22	0.15			粘土	3.15 粘り強い粘土 3.30 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
23	0.15			粘土	3.30 粘り強い粘土 3.45 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
24	0.15			粘土	3.45 粘り強い粘土 3.60 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
25	0.15			粘土	3.60 粘り強い粘土 3.75 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
26	0.15			粘土	3.75 粘り強い粘土 3.90 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
27	0.15			粘土	3.90 粘り強い粘土 4.05 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
28	0.15			粘土	4.05 粘り強い粘土 4.20 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
29	0.15			粘土	4.20 粘り強い粘土 4.35 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
30	0.15			粘土	4.35 粘り強い粘土 4.50 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
31	0.15			粘土	4.50 粘り強い粘土 4.65 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
32	0.15			粘土	4.65 粘り強い粘土 4.80 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
33	0.15			粘土	4.80 粘り強い粘土 4.95 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
34	0.15			粘土	4.95 粘り強い粘土 5.10 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
35	0.15			粘土	5.10 粘り強い粘土 5.25 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
36	0.15			粘土	5.25 粘り強い粘土 5.40 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
37	0.15			粘土	5.40 粘り強い粘土 5.55 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
38	0.15			粘土	5.55 粘り強い粘土 5.70 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
39	0.15			粘土	5.70 粘り強い粘土 5.85 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
40	0.15			粘土	5.85 粘り強い粘土 6.00 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
41	0.15			粘土	6.00 粘り強い粘土 6.15 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
42	0.15			粘土	6.15 粘り強い粘土 6.30 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
43	0.15			粘土	6.30 粘り強い粘土 6.45 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
44	0.15			粘土	6.45 粘り強い粘土 6.60 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
45	0.15			粘土	6.60 粘り強い粘土 6.75 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
46	0.15			粘土	6.75 粘り強い粘土 6.90 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
47	0.15			粘土	6.90 粘り強い粘土 7.05 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
48	0.15			粘土	7.05 粘り強い粘土 7.20 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
49	0.15			粘土	7.20 粘り強い粘土 7.35 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	
50	0.15			粘土	7.35 粘り強い粘土 7.50 粘り強い粘土			2.15	2	1	1	

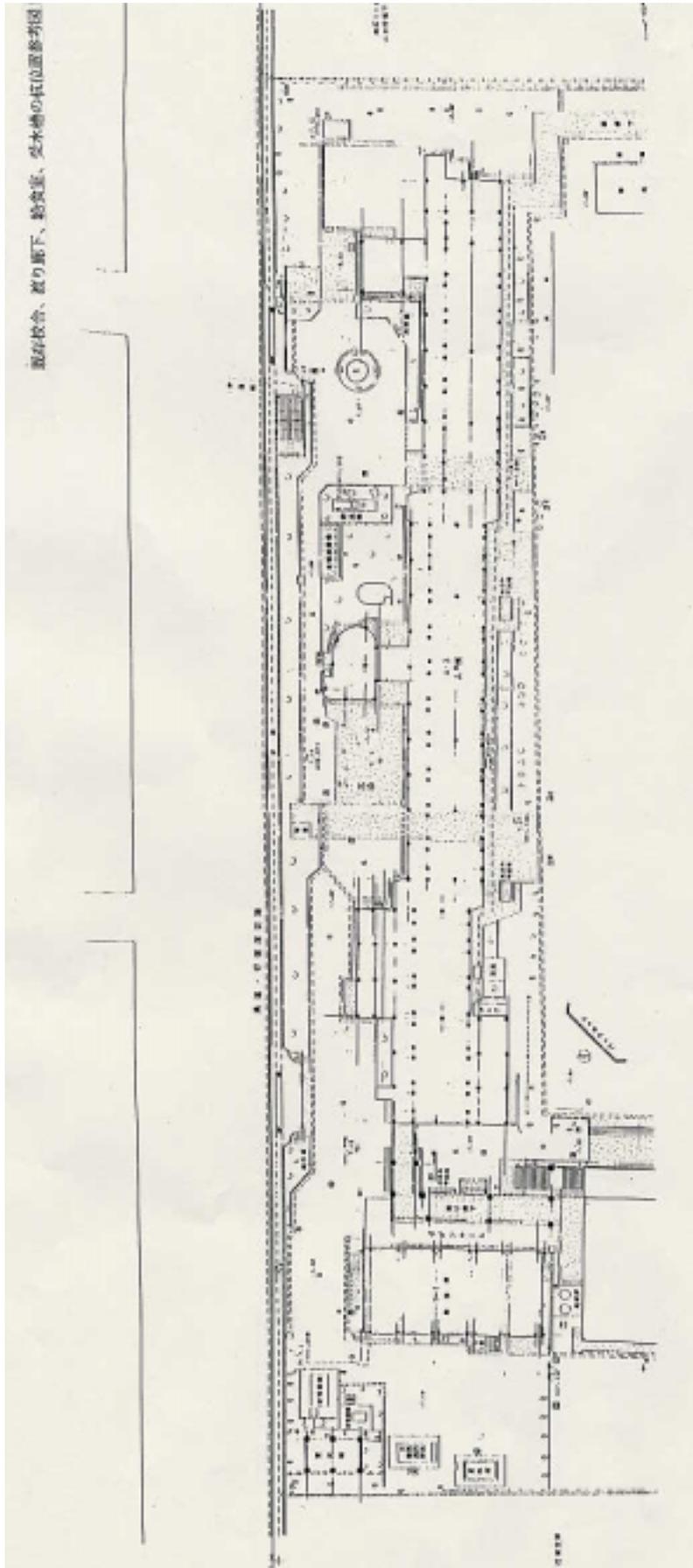
<参考3>地質調査柱状図(その7の2:地質柱状図)

市町町立第7中学校地質調査柱状図

調査地点 既存データ-NO-2 標高 15.811-0.814m 既存データ-NO-2
 孔内水位 GL-0.70m

層	深	層	柱	色	地	観	相	相	標準貫入試験				試料	
									深	N	100mm	N	採取	試験
号	度	厚	状	調	質	察	対	対	度	度	度	値	層	種
尺	m	m	図	名	名		密	密	m	値	値	値	号	別
1	2.00	0.10	×	黄褐色	土	2.00-2.10 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			2.00	1	1	1		
2	2.10	0.10				2.10-2.20 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			2.10	1	1	1		
3	2.20	0.10				2.20-2.30 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			2.20	1	1	1		
4	2.30	0.10				2.30-2.40 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			2.30	1	1	1		
5	2.40	0.10				2.40-2.50 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			2.40	1	1	1		
6	2.50	0.10				2.50-2.60 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			2.50	1	1	1		
7	2.60	0.10				2.60-2.70 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			2.60	1	1	1		
8	2.70	0.10				2.70-2.80 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			2.70	1	1	1		
9	2.80	0.10				2.80-2.90 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			2.80	1	1	1		
10	2.90	0.10				2.90-3.00 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			2.90	1	1	1		
11	3.00	0.10				3.00-3.10 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			3.00	1	1	1		
12	3.10	0.10				3.10-3.20 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			3.10	1	1	1		
13	3.20	0.10				3.20-3.30 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			3.20	1	1	1		
14	3.30	0.10				3.30-3.40 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			3.30	1	1	1		
15	3.40	0.10				3.40-3.50 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			3.40	1	1	1		
16	3.50	0.10				3.50-3.60 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			3.50	1	1	1		
17	3.60	0.10				3.60-3.70 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			3.60	1	1	1		
18	3.70	0.10				3.70-3.80 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			3.70	1	1	1		
19	3.80	0.10				3.80-3.90 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			3.80	1	1	1		
20	3.90	0.10				3.90-4.00 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			3.90	1	1	1		
21	4.00	0.10				4.00-4.10 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			4.00	1	1	1		
22	4.10	0.10				4.10-4.20 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			4.10	1	1	1		
23	4.20	0.10				4.20-4.30 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			4.20	1	1	1		
24	4.30	0.10				4.30-4.40 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			4.30	1	1	1		
25	4.40	0.10				4.40-4.50 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			4.40	1	1	1		
26	4.50	0.10				4.50-4.60 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			4.50	1	1	1		
27	4.60	0.10				4.60-4.70 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			4.60	1	1	1		
28	4.70	0.10				4.70-4.80 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			4.70	1	1	1		
29	4.80	0.10				4.80-4.90 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			4.80	1	1	1		
30	4.90	0.10				4.90-5.00 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			4.90	1	1	1		
31	5.00	0.10				5.00-5.10 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			5.00	1	1	1		
32	5.10	0.10				5.10-5.20 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			5.10	1	1	1		
33	5.20	0.10				5.20-5.30 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			5.20	1	1	1		
34	5.30	0.10				5.30-5.40 黄褐色土 0.10m 厚の層に 含まれる			5.30	1	1	1		

< 参考 4 > 既存校舎、渡り廊下、給食室の基礎杭位置参考図



< 参考 5 > 仮使用の承認基準

昭和 53 年建設省通達による仮使用の承認基準を遵守することとし、その内容は以下のとおりである。

< 新築の建築物等について特定行政庁が承認を行う場合 >

仮使用の対象が、新築の建築物又は増築工事における増築部分である場合には、次の～ までによるものとする。

仮使用部分は、下記項目について、建築基準法の規定及び消防法の規定にそれぞれ適合していること。

- イ 建築基準法施行令(以下「令」という。)第112条の防火区画
- ロ 令第5章第2節の廊下、避難階段及び出入口
- ハ 令第5章第3節の排煙設備
- ニ 令第5章第4節の非常用の照明装置
- ホ 令第5章第5節の非常用の進入口
- ヘ 令第5章の2の特殊建築物等の内装
- ト 令129条の13の3の非常用の昇降機
- チ 消防法第17条の消防用設備等

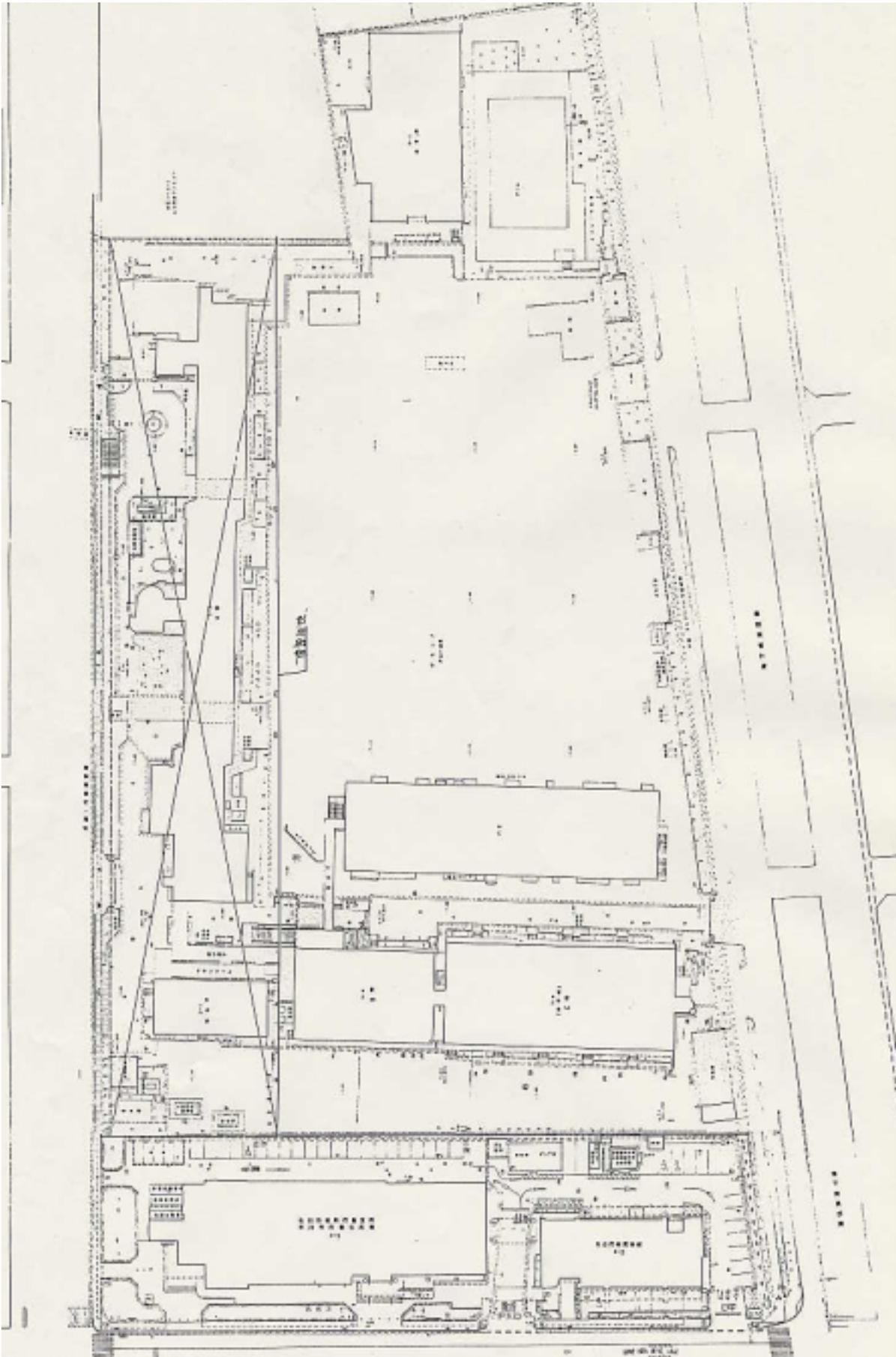
仮使用部分とその他の部分とは、建築物の構造、用途又は工事内容等に応じて、耐火構造の壁、不燃材料で造られた間仕切り等により、防火上有効に区画されていること。

工事計画に応じて、工事に使用する火気、資材等の管理の方法、防火管理の体制等が適切に計画されていること。

< 参考6 想定工事手順フロー >

項目	年度	工期	平成15年度												平成16年度											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		
1	受水槽、キュービクル等切り直し工事	1.5ヵ月																								
2	給食室(解体)	1.5ヵ月																								
3	屋内体育館(解体)	2.0ヵ月																								
4	テニスコート(新設)	2.0ヵ月																								
5	学校棟工事(新設)	11.0ヵ月																								
6	複合施設等工事(新設)	15.0ヵ月																								
7	受水槽、キュービクル等撤去	0.5ヵ月																								
8	駐車場(行徳支所側)	5.0ヵ月																								

< 参考 7 > 既存施設配置と建設対象範囲図



< 参考 8 > ふれあい・交流プログラム例

中学校側からの高齢者等との交流について

(1) 目的

小・中学校は地域で最も身近な公共施設であり、地域社会の核といってもよい施設である。学校に保育園や高齢者向けの福祉施設を併設することは、施設の有効活用が図られるだけでなく、日常生活の中で自然な形で子どもと高齢者や地域の人々との交流を図ることで、核家族化等の時代背景の中で失われかけた感性や情緒を、学校等の公共施設と地域が一体となって育成していくことが期待できる。

(2) 具体的な方法

身近で有効な教材、また、人材がいるという観点から、中学校の教育課程や学校行事の中で積極的な活用を図ることができる。また、こうした生徒達への多様なきっかけづくりを継続的、段階的に行いながら、複合施設における自然な交流がスムーズにできるよう配慮していく。

ア) 交流スペース(学校側)

- 校舎(ランチルーム・学習情報センター・ワークスペースなど)
- 校庭・体育館・プール
- 普通教室・特別教室

イ) 学校側からの交流方法

各教科の授業内容にあわせて、保育園や高齢者施設に対する理解を深めるよう時間を設けたり、総合的な学習の時間のテーマとして、福祉等を取り上げ、複合施設を活用する。また、総合的な学習の時間を中心に授業のいろいろな場面で講師や補助教諭として授業等に参加してもらうほか、学校行事に招待、あるいは、共同開催するなどの交流を図っていく。

ウ) 交流プログラム例

プログラム名	交流場所	交流方法	交流サイクル
学校開放日	教室、校庭等	中学校の授業やクラブ活動を地域の人達や保護者、複合施設の利用者等に見学してもらう。	年2回程度
体育祭・文化祭	校庭、屋内体育館等	地域の高齢者クラブ、複合施設の利用者等を招待し、競技や作品の出品により参加・見学してもらう。	各年1回
入学式・卒業式	屋内体育館	地域の高齢者クラブ、複合施設の利用者等を招待し、式典に参加してもらう。	各年1回
家庭科調理実習の試食	ランチルーム及びティ・イレ・センター-食堂	調理実習で作ったお菓子などを複合施設の利用者等と会食する。	適宜
ナチャリング・コミュニティ活動 <small>注1</small>	中学校施設	地域の高齢者クラブ、複合施設の利用者等と共催する。	適宜
学校施設開放	中学校施設	学校施設を開放し、地域の人達に利用してもらう。	適宜

プログラム名	交流場所	交流方法	交流サイクル
美術・技術の作品を複合施設に展示	ラウンジ及びデイサービスセンター-食堂等	生徒や地域の人達、複合施設の利用者等の作品を展示し、互いに鑑賞する。	適宜
総合的な学習の時間	デイサービスセンター・保育所	総合的な学習の時間の中で、福祉に関心のある生徒達のグループが学習に行く。	適宜
	特別教室、学習情報センター等	総合的な学習の時間の中で、地域の人達やケアハウス入居者で専門的知識や技術を持っている人に講師を依頼する。	適宜
	屋内体育館、ワークスペース	生徒の音楽、劇、ダンスなどの学習成果を地域の人達や複合施設の利用者等に見学してもらう。	適宜
専門教科の補助教員	特別教室、学習情報センター等	学習の中で、地域の人達やケアハウスの入居者で専門知識を持っている人に補助教員を依頼する。(コンピュータ、美術、歴史等)	適宜
ボランティア活動	複合施設	複合施設の開放時間に生徒が活動する。	適宜

注1) ナチャリク・コミュニティ：中学校区のボランティアで組織した実行委員会が中心になり、体験活動やスポーツ・レクリエーション活動等を通して異年齢間や世代間の交流を図ることで、子ども達の「生きる力」を培い、また、子ども達の成長を支える地域社会の構築をねらいとした事業。

<参考9> ケアハウス施設整備にあたり P F I 事業の対象となる工事・設備等

下記の工事・設備で提案されたものが、今回の P F I 事業の実施事業費の対象となる。それ以外のものについては、運営事業者の負担で備えること。

1 ケアハウス

(1) 本体工事費 (含む通常の電気・機械・給排水衛生設備工事)

(2) 特殊附帯施設費

次に掲げるもののほか、特に必要と認められるものについて実施事業費による対象とする。

暖房・冷房施設 (ストープ、クーラーなどの暖冷房器具を除く)、給食リフト、特殊基礎工事、自家給水設備、水槽設備、給湯設備、特殊浴槽、受変電設備、自家発電設備、空気調和設備、ナースコール、避雷針、電話交換機、テレビ共聴設備、放送設備、防音設備、屋外附帯設備 (排水、給水、電気、ガス設備等)、上下水道・ガス・電気工事負担金、厨房用設備、消防用設備 (自動火災報知設備、消火栓、スプリンクラー、その他の消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられているものただし、移動することのできる備付用消火器具は対象外)、排煙設備、非常用照明設備 (建築基準法及び同法施行令の規定により設置を義務づけられているもの)

(3) 什器・設備費

次に掲げるもののほか、特に必要と認められるものについては、付属初度設備の範囲として実施事業費による対象とする。

居室什器・設備：ベッド (介護用)、居室クローゼット、暖房・洗浄便座、
電気温水器

共用什器・設備：ガス瞬間湯沸器、浴室リフト、洗濯設備

その他、設置場所を指定し、かつ工事の伴う設備

2 デイサービスセンター

(1) 本体工事費 (含む通常の電気・機械・給排水衛生設備工事)

(2) 特殊附帯施設費

次に掲げるもののほか、特に必要と認められるものについて実施事業費による対象とする。

暖房・冷房施設 (ストープ、クーラーなどの暖冷房器具を除く)、給食リフト、特殊基礎工事、エレベーター、自家給水設備、水槽設備、給湯設備、特殊浴槽、受変電設備、

自家発電設備、空気調和設備、舞台設備、特殊照明設備、音響設備、ナースコール、固定椅子工事、避雷針、電話交換機、テレビ共聴設備、放送設備、防音設備、屋外附帯設備（排水、給水、電気、ガス設備等）、上下水道・ガス・電気工事負担金、厨房用設備、電光得点表示設備（移動式のものを除く）、消防用設備（自動火災報知設備、消火栓、スプリンクラー、その他の消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられているもの、ただし、移動することのできる備付用消火器具は対象外）、排煙設備、非常用照明設備（建築基準法及び同法施行令の規定により設置を義務づけられているもの）

（３）什器・設備費

次に掲げるもののほか、特に必要と認められるものについては、付属初度設備の範囲として実施事業費による対象とする。

設置場所を指定し、かつ工事の伴う日常動作訓練設備等

< 参考 1 0 > ケアハウス運営評価項目

評価分類	評価項目
福祉サービス提供の基本方針	
1 福祉サービス提供の基本方針	(1) 事業の理念や方針を明確にするとともに、職員に徹底していますか。 (2) 施設長の姿勢に利用者主体の考え方が貫かれていますか。 (3) 利用者の人権やプライバシー保護に、適切な配慮を行っていますか。
組織の運営管理	
1 サービス提供組織の運営	(1) 個々のサービス提供に関して定期的に又は随時に指導・助言が行われる体制がとられていますか。 (2) 市町村（地域ケア会議）介護サービス提供事業者、居宅介護支援事業者等の機関との連携や協力で配慮していますか。 (3) 広報誌を定期的に発行し、利用者、家族、地域住民、ボランティア等に配布したり、施設のPRに努めていますか。
2 職員の資質向上	(1) 職員の研修体系を整備し、研修を計画的かつ定期的に行っていますか。
3 苦情対応体制の整備	(1) 苦情を受け付ける窓口が設定されていますか。 (2) 定期的又は必要に応じて、利用者・家族の相談や意見収集の機会を設ける等、コミュニケーションを確保するよう努めていますか。 (3) 利用者の個別的な要求に適切に応えていますか。 (4) 利用者の状況や変化について、家族に対して必要に応じた情報提供を行っていますか。 (5) 利用者や家族からの経済的・社会的な相談、家族関係についての相談に応じたり、適切な調整を行っていますか。
地域等との関係	
1 地域社会との連携	(1) ボランティアや地域住民を受け入れる機会をつくっていますか
2 協力医療機関	(1) 協力医療機関と十分な連携がとれ、必要なときに適切な措置を講じるようにしていますか。 (2) 入院に関して利用者や家族等と相談していますか。
対等なサービス利用関係の構築	
1 サービス提供開始時の対応	(1) 利用希望者に対して、サービスの概要を利用申込み前十分知らせていますか。 (2) 入所にあたり、利用者の状態等の説明を本人、家族にわかりやすく行い、同意を得ていますか。 (3) 退所にあたり、退所先へ利用者の状態に関する情報提供は適切に行われていますか。
2 利用者の意向の尊重	(1) サービスの提供にあたって、利用者・家族の意向をできる限り尊重するよう努めていますか。 (2) 一人で外出することが困難な利用者に対して、希望を聞き、計画的に外出の機会を確保していますか。 (3) 自己管理が困難な費との金銭等を預かる場合、本人又は家族等から、書面での依頼を受けるようにしていますか。

評価分類	評価項目
3 利用者の安心と安全の確保	<p>(1) サービス提供時における事故防止及び事故発生時の留意点・注意事項をマニュアルとして示していますか。</p> <p>(2) 賠償責任等に備えて、保険に加入していますか。</p> <p>(3) 災害(火災、震災等)時における適切な対策が立てられていますか。</p> <p>(4) 感染症予防のための必要な対策、感染者に対しての適切な対応がなされていますか。</p>
福祉サービス提供過程の確立	
1 サービス提供計画の管理	(1) 各種の記録は適切に記入され、管理され、活用されていますか。
2 サービス提供計画の策定	<p>(1) 日常生活のすべてに手を貸すのではなく、利用者ができるだけ自分で取り組むように配慮していますか。</p> <p>(2) 自立生活を支援するため、利用者の障害形態に応じた自助具や介護機器等が用意されていますか。</p>
3 サービス提供	(1) ケアプラン(個別の看護・介護計画)は、利用者の意見を取り入れて作成されていますか。
4 評価・変更	<p>(1) 定期的又は必要に応じて、個々の利用者のサービス内容が見直されていますか。</p> <p>(2) ケアカンファレンスを定期的に行っていますか。</p>
福祉サービスの適切な提供	
1 生活環境	<p>(1) 施設全体の雰囲気は、利用者の快適性に配慮していますか。</p> <p>(2) 利用者がくつろげるデイルームや談話室がありますか。</p>
2 環境衛生	<p>(1) 施設は清潔ですか。異臭がありませんか。</p> <p>(2) 事故防止のために、常に床や段差、照明等環境の安全性に気を配っていますか。</p>
3 コミュニケーション	<p>(1) 利用者の心理面に配慮し、コミュニケーションをとるように努めていますか。</p> <p>(2) 利用者への言葉づかいに対する配慮がなされていますか。</p>
4 食事	<p>(1) 利用者の心身の状況に配慮した適切な内容の食事が提供されていますか。</p> <p>(2) 食事介助は利用者のペース及び心身の状態に合わせていますか。</p> <p>(3) 食事をおいしく、楽しく食べられる雰囲気づくりを行っていますか。</p> <p>(4) 食事の選択が可能になっていますか。温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供されていますか。</p> <p>(5) 食前、食後の衛生面の配慮を行っていますか。</p>
5 入浴・清拭	<p>(1) 利用者の身体状況に合わせた入浴及び入浴介助・清拭を行っていますか。</p> <p>(2) 利用者の心理面及び安全性に配慮した入浴介助を行っていますか。</p> <p>(3) 入浴日以外の日でも希望があれば入浴あるいはシャワー浴ができますか。</p>
6 排泄	<p>(1) 心身の状態に合わせた排泄介助を行っていますか。</p> <p>(2) 利用者の心理面に配慮した排泄介助を行っていますか。</p> <p>(3) 排泄記録表が作成され、健康管理その他の面で活用されていますか。</p>
7 寝たきり防止	<p>(1) 寝たきり防止が徹底され、寝・食分離に努めていますか。</p> <p>(2) 日中は、寝間着から日常着に着替えるようにしていますか。</p>

評価分類	評価項目
8 機能回復等への支援	<p>(1) 定期的にケース会議を行い、計画の見直しを行っていますか。</p> <p>(2) レクリエーション活動(クラブ活動等)は、趣味、娯楽等を活かした小グループで行われ、自由に選択できる多彩なメニューをそろえていますか。</p> <p>(3) 利用者が積極的に参加しやすいように、レクリエーションプログラムが配慮されていますか。</p> <p>(4) 抑制、拘束は行わないようにしていますか。</p>
9 介護・看護	<p>(1) 利用者の健康状態等に関して、利用者や家族に分かりやすく説明し、理解を得ていますか。</p> <p>(2) 重篤な状態や終末期に入った場合、家族との連携が密にとれていますか。</p> <p>(3) 看護職員、介護職員その他の職員の情報交換や伝達は円滑にできるような体制になっていますか。</p> <p>(4) 服薬者に対する与薬管理は適切ですか。</p>